

京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第60号

京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「5級」を「4級」に改め、同条第10号中「京都市教職員の給与等に関する条例」を「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例」に、「別表第1の1高等学校教育職員給料表」を「別表第1 幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員給料表」に、「3級」を「2級」に改め、「もの」の右に「のうち任命権者が定めるもの」を加え、同条第11号中「別表第1の2幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員給料表」を「別表第2 高等学校教育職員特別支援学校教育職員給料表」に、「2級」を「3級」に改め、「のうち任命権者が定めるもの」を削り、同条第12号中「別表第1の3学校事務職員給料表」を「別表第3 学校事務職員給料表」に、「3級」を「4級」に改め、同条第13号から第15号までを削り、同条第16号を同条第13号とする。

第11条第2号中「7級」を「6級」に改め、同条第8号中「別表第1の1高等学校教育職員給料表」を「別表第1 幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員給料表」に、「4級」を「3級以上」に改め、同条第9号中「別表第1の2幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員給料表」を「別表第2 高等学校教育職員特別支援学校教育職員給料表」に、「3級以上」を「4級」に改め、「もの」の右に「のうち任命権者が定めるもの」を加え、同条第10号及び第11号を削り、同条第12号を同条第10号とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(行財政局コンプライアンス推進室)